

ロ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(1)

- (一) 利用定員が40人以下 902単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 902単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 873単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

注1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者であること。

(一) 進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。

(二) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。

(三) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコ

ロ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(1)

- (一) 利用定員が40人以下 886単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 886単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 857単位
- (四) 利用定員が81人以上 823単位

注1 イの(1)から(4)までについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護（指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいう。以下同じ。）以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）

（新設）

（新設）

（新設）

ア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。

(四) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。

(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。

(4) (略)

2～9 (略)

10 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げ

(新設)

(新設)

(3) (略)

2～9 (略)

10 指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2～5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二

(五) 区分1及び区分2	<u>370単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>969単位</u>
(二) 区分2	<u>804単位</u>
(三) 区分1	<u>700単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>719単位</u>
(二) 区分2	<u>475単位</u>
(三) 区分1	<u>370単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>3,010単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,762単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,747単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,835単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,636単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,646単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,070単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,943単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,266単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>767単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>235単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>965単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>436単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>767単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>235単位</u>
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の	

(五) 区分1及び区分2	<u>369単位</u>
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>968単位</u>
(二) 区分2	<u>803単位</u>
(三) 区分1	<u>699単位</u>
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>718単位</u>
(二) 区分2	<u>474単位</u>
(三) 区分1	<u>369単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,907単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,703単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,690単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,785単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,571単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,588単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,027単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,893単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,217単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>766単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>234単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>964単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>435単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>766単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>234単位</u>
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の	

2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のホに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3～4の5（略）

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準

2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のハに規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3～4の5（略）

5 ロの(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロの(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準

ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ロの(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない

- 8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハ

ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 8 ハの(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 ハの(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 ハの(3)については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

の(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定しない。

11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、ハの(4)又は(5)の算定対象となる利用者については、算定しない。

13の2～15 (略)

15の2 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第11

11 ハの(4)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 ハの(5)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 ハの(6)については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13の2～15 (略)

15の2 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第11

5条第3項に規定する単独型事業所をいう。4において同じ。)において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

15の4 (略)

15の5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以下「指定短期入所事業所等」という。)において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指定短期入所等」という。)を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

16・17 (略)

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2の2～2の4 (略)

5条第3項に規定する単独型事業所をいう。4及び14において同じ。)において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

15の4 (略)

(新設)

16・17 (略)

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以下「指定短期入所事業所等」という。)において、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指定短期入所等」という。)を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2の2～2の4 (略)

- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,404単位

(三) 医療的ケア区分1

- a 利用定員が10人以下の場合 1,421単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 1,180単位
- c 利用定員が21人以上の場合 1,071単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

- a 利用定員が10人以下の場合 754単位
- b 利用定員が11人以上20人以下の場合 513単位
- c 利用定員が21人以上の場合 404単位

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,098単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,757単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,511単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,326単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,184単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,069単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 837単位

へ 共生型児童発達支援給付費 591単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 701単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 591単位

(新設)

(新設)

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

- (1) 利用定員が5人の場合 2,096単位
- (2) 利用定員が6人の場合 1,755単位
- (3) 利用定員が7人の場合 1,509単位
- (4) 利用定員が8人の場合 1,325単位
- (5) 利用定員が9人の場合 1,183単位
- (6) 利用定員が10人の場合 1,068単位
- (7) 利用定員が11人以上の場合 836単位

へ 共生型児童発達支援給付費 562単位

ト 基準該当児童発達支援給付費

- (1) 基準該当児童発達支援給付費(I) 667単位
- (2) 基準該当児童発達支援給付費(II) 562単位

(新設)

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低

1. 人工呼吸器（ 鼻マスク式補助 換気法、ハイフ ローセラピー、 間歇的陽圧吸入 法、排痰補助装 置及び高頻度胸 壁振動装置を含 む。）の管理	10	2	1	0
2. 気管切開の管 理	8	2		0
3. 鼻咽頭エアウ エイの管理	5	1		0
4. 酸素療法	8	1		0
5. 吸引（口鼻腔 又は気管内吸引 に限る。）	8	1		0
6. ネブライザー の管理	3	0		
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃 瘻、経鼻腸管、 経胃瘻腸管、腸 瘻又は食道瘻	8	2	0
	(2) 持続経管注入	3	1	0

	ポンプ使用			
8. <u>中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）</u>		<u>8</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
9. <u>皮下注射</u>	(1) <u>皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
	(2) <u>持続皮下注射ポンプの使用</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
10. <u>血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）</u>		<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
11. <u>継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）</u>		<u>8</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
12. <u>導尿</u>	(1) <u>間欠的導尿</u>	<u>5</u>	<u>0</u>	
	(2) <u>持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ス</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>

	トーマ)			
13. 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸	3	0	
14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0
(注)				
「13. 排便管理」における「(3) 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。				

注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1

注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1